

東北電力生活協同組合 OB組合員（第2項組合員）加入申込書

東北電力生活協同組合の定款第6条第2項および第8条1項に定めるに従い、引き続き生協の利用を行いたいため第2項組合員の加入申込を行います。

※ 加入にあたって以下の条件にあてはまらない組合員は加入とならないことをご了承いただきます。

＜第2項組合員の加入承認基準＞

1. 定款第6条第2項に定める組合員としての加入は、次の条件のすべてを満たす場合に認める。
 - (1) 本人の希望があること。
 - (2) 退職時に満50歳以上で、かつ生協組合員として10年以上経過していること。
 - (3) 退職時点で、保険・共済の利用実績があること。
 - (4) 退職時点で、生協に対する利用代金の未納など債務がないこと。
 - (5) 生協が、この組合の事業利用を適当と認めた者であること。
2. 上記1によらない場合は、理事会の決議によるものとする。
3. この基準の改廃は、理事会の決議による。

なお、第2項組合員の加入承認は直近の理事会で決定となります。

※ 加入が承認された方へは生協機関誌 WithNews（奇数月1日発行）で通知いたします。

生協 組合員番号			
フリガナ			生年月日
氏名	Ⓜ		1.大正 2.昭和 3.平成 年 月 日
住所 連絡先	登録情報（住所・連絡先・氏名・金融機関変更）が変更される方については、東北電力生協変更届に記載し合わせて提出をお願い致します。		
出資口数	口	←出資証券の口数を記載して下さい。	
フリガナ			本人との 続柄
第二連絡者 氏名			
第二連絡者 住所・電話	〒 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー Tel: ー ー ー ー ー ー		
第二連絡者 携帯電話	ー ー ー ー ー ー ー ー		

※ 第2項組合員の事情により連絡が途絶えるケースが多数発生していることから万が一の為に第二連絡者の情報を記載して下さい。なお、必須事項ではありませんので、必要と思われる方のみ記載して下さい。（生協での連絡等の利用以外に使用致しません。）